政　令

電気事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十八号

電気事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十八号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「又は」を「、装備移転船舶（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百九条第一項に規定する装備移転船舶をいう。以下この号において同じ。）又は」に、「及び」を「、装備移転船舶及び」に改める。

附　則

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

船員法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十九号

船員法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

船員法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十月一日とする。

財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百三十号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「及び福岡市」を「、福岡市及び熊本市」に改める。

附　則

この政令は、令和七年十月一日から施行する。

環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

法規的告示

○金融庁総務省告示第一号

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百八条第一号の規定に基づき、平成十九年金融庁総務省告示第一号（郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年九月二十四日から施行する。

令和七年九月十九日

金融庁長官　伊藤　豊
総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一～十一　略］	［一～十一　同上］
十二　山梨県南巨摩郡早川町、南都留郡道志村、北都留郡小菅村及び同郡丹波山村の区域	十二　山梨県南巨摩郡早川町、南都留郡道志村及び北都留郡丹波山村の区域
［十三～二十二　略］	［十三～二十二　同上］
二十三　鹿児島県鹿児島郡三島村、同郡十島村、大島郡大和村及び同郡宇検村の区域	二十三　鹿児島県鹿児島郡三島村、同郡十島村及び大島郡大和村の区域
二十四　沖縄県島尻郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡粟国村及び八重山郡竹富町の区域	二十四　沖縄県島尻郡渡嘉敷村、同郡座間味村及び八重山郡竹富町の区域
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○こども家庭庁厚生労働省告示第六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号イの規定に基づき、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月十九日

こども家庭庁長官　渡辺由美子
厚生労働大臣　福岡　資麿